

卷末資料

卷末資料 1: 情報化関連計画

卷末資料 2: 情報化の現状(アンケート結果)

卷末資料 3: 用語集

卷末資料 1

情報化関連計画

目次

1 国レベルの計画	1
(1) CALS/EC における国の取り組み	1
(2) 建設 CALS/EC 整備基本構想(1996年4月策定)	3
(3) 建設 CALS/EC アクションプログラム(1997年6月策定)	4
(4) CALS/EC 地方展開アクションプログラム(全国版)(2001年4月策定)	5
(5) CALS/EC 地方展開アクションプログラム(九州地方版)(2001年10月策定)	6
(6) e-Japan2002 プログラム(2001年6月策定)	8
(7) e-Japan 重点計画 2002(2002年6月策定)	9
(8) 電子政府・電子自治体推進プログラム(2001年10月策定)	10
(9) IT 革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針(2000年8月策定)	11
(10) 公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針(2000年9月策定)	12
2 県レベルの計画	13
(1) 熊本県総合計画「パートナーシップ 21 くまもと」(2000年4月策定)	13
(2) 熊本県総合情報通信高度化プラン(くまもとチャレンジ IT プラン)(2000年4月策定)	14
(3) 熊本県情報化推進計画(2001年4月策定)	16
(4) 電子県庁システム化実施計画(2002年3月策定)	18

1 国レベルの計画

(1) CALS/EC における国の取り組み

CALS/EC はもともとアメリカ国防省における調達や文書の電子化による業務の効率化の仕組みを示すものだったが、これが民間企業にも浸透し、事業や製品の計画・設計や運用、保守等のライフサイクルの各段階で利用されるようになった。

我が国においても、高度情報化社会における電子政府の実現のため、この CALS/EC の概念を導入することで公共事業の執行の各段階や関係者間で、電子的に情報の交換・共有・連帯を効率的に行おうとする計画が 1995 年より始まっている。

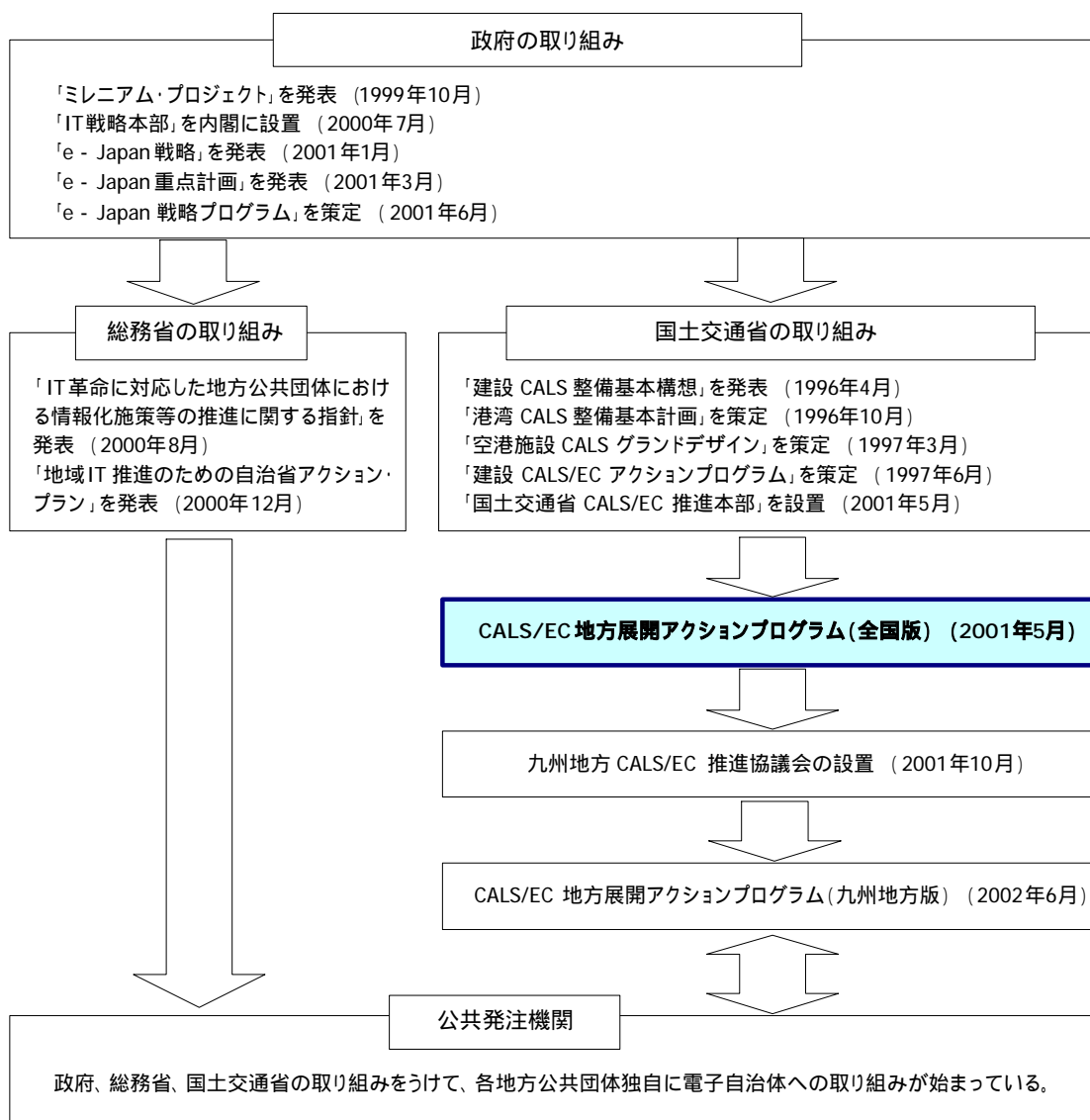


図 1 CALS/EC における国の取り組みの流れ

国土交通省(旧建設省)の取り組み

旧建設省の公共事業支援統合情報システム(建設 CALS/EC)研究会(1995 年 5 月設置)では、旧建設省における直轄事業への CALS/EC 導入を目的として 1996 年 4 月に「建設 CALS 整備基本構想」、「建設 CALS/EC アクションプログラム」(1997 年 6 月)を策定した。

2001 年 1 月の国土交通省発足に伴い、「国土交通省 CALS/EC 推進本部」が設置され、建設・港湾・空港施設の各 CALS を一本化し、全ての直轄事業に CALS/EC を導入するための取り組みが進められている。

旧自治省の取り組み

旧自治省においても 1994 年以降独自に地方公共団体の電子化に向けた取り組みを行ってきた。近年では、「IT 革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」(2000 年 8 月)・「地域 IT 推進のための自治省アクションプラン」(2000 年 12 月)を策定し、早急に取り組む必要な事項等について具体的な内容を示している。

(2)建設 CALS/EC 整備基本構想(1996 年 4 月策定)

構想では対象期間を 1996 年から 2010 年までとし、これを短期(1996～1998 年)・中期(1999～2005 年)・長期(2006～2010 年)の 3 つの期間に分けて、各整備期間毎に整備目標と個別目標(具体的な手段・手順)を設定したうえで、目標達成に必要な具体的な活動内容を示した。

1)整備目標と個別目標

各期間毎の整備目標と個別目標は、以下のとおりである。

表 1 建設 CALS 整備基本構想

対象期間	短期(1996～1998 年)	中期(1999～2005 年)	長期(2006～2010 年)
整備目標	実証フィールド実験の開始と電子データ交換の実現	統合 DB の構築と電子化に対応した制度の確立	21 世紀の新しい公共事業執行システムの確立
個別目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証フィールド実験の開始 ・ 技術基準類の電子化 ・ 電子調達ルール of 確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果品の一部電子化 ・ プロジェクト DB の構築 ・ 技術標準の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達の電子化 ・ 統合 DB 環境の確立 ・ 新たな業務執行システムの確立

2)具体的な活動内容

前項で示した、各期間の整備目標・個別目標を実現するための具体的な活動内容について以下に示す。

表 2 建設 CALS 整備基本構想

対象期間		短期(1996～1998 年)	中期(1999～2005 年)	長期(2006～2010 年)	
活動内容	戦略立案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証フィールド実験の実施方針 ・ 電子調達ルールの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種制度の見直し ・ 情報インフラ整備方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子データ環境における新たな事業執行システムの確立 	
	研究	基礎技術研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際基準の技術動向調査 ・ 技術標準に関する研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・ データ統合化技術に関する研究 ・ セキュリティ技術に関する研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術動向を踏まえた新たな技術標準の検討・導入
		適用技術研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書・図面に関する基準の適用性検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子化評価基準の研究 	
	システム整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証フィールド実験 ・ 既存システムの連携・再構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子マニュアルの整備 ・ プロジェクト DB の構築 ・ サービス調達のオンライン化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合 DB 環境の実現 	
	運用・教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験の支援と県販ソフトの検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存資料の電子化支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業への助成措置等 	
	周知・普及活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種 PR 活動の実施と他産業との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な PR 活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な PR 活動の実施 	
普及予想範囲	発注者側	建設省、関係公団	建設省、関係公団、一部の地方公共団体	ほとんどの公共発注機関	
	受注者側	実験参加企業(建設コンサルタント、建設会社等)	一部の建設コンサルタント、建設会社等	ほとんどの建設コンサルタント、建設会社及び建設関連業等	

(3)建設 CALS/EC アクションプログラム(1997年6月策定)

建設 CALS/EC アクションプログラムでは、建設省直轄事業を対象として、2004年(平成16年)までを整備対象年次とし、整備年次をフェーズ1~3の3つに分割して、それぞれのフェーズで具体的な整備目標や実現内容について示されている。

表3 建設 CALS/EC アクションプログラム(概要)

フェーズ 期間	フェーズ1 1996~1998年 (平成8~10年度)	フェーズ2 1999~2001年 (平成11~13年度)	フェーズ3 2002~2004年 (平成14~16年度)
達成目標	建設省全機関において電子データの受発信体制の構築	一定規模の工事等に電子調達システムを導入	建設省直轄事業の調査・計画、設計、施工、管理に至る全てのプロセスにおいて電子データの交換、共有、連携を実現
実現内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業に関連する情報の伝達・交換を電子メール化 ● 電子媒体又は電子メールによる申請・届出 ● 調達関連情報ホームページ掲載 ● 調達情報に関するクリアリングハウスの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子調達システムの導入 ● 事業に関する情報の伝達・交換の電子メール化(認証あり) ● 電子媒体又は電子メールによる申請・届出(認証あり) ● 資格審査申請のオンライン化 ● ネットワーク型自動積算システムの導入 ● 電子データ成果の再利用・加工・統合によるデータの有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての事業に電子調達を活用 ● EDIによる契約事務の執行 ● 全ての公共事業執行に係る申請・届出のオンライン化 ● 事業に関する情報の統合データベース化 ● GISを利用した情報の連携・統合 ● STEPの活用による施設のライフサイクルサポート

(4) CALS/EC 地方展開アクションプログラム(全国版)(2001年4月策定)

国土交通省が策定した「CALS/EC 地方展開アクションプログラム(全国版)」は、2010年までに全国の地方公共団体において CALS/EC を混乱なく導入できるようにするため、目標年次とそれを可能にするための国土交通省及び公益法人による技術支援等について具体的な行動計画を明示したものである。

1) 計画の基本方針

全国版では整備項目を明示しているわけではないが、熊本県 CALS/EC 整備基本構想策定にあたっては、以下の2点を考慮すべきである。

目標年次

全国版においては、以下表に示すように、各行政主体毎に CALS/EC の実施目標年次の目安が明示されている。

表 4 目標年次

	一部本運用	完了
都道府県・政令地方都市	2003 年度	2007 年度
主要地方都市(中核市)	2004 年度	2008 年度
市町村	2004 年度	2010 年度

CALS/EC 導入支援

表 5 導入支援

	国土交通省による支援
情報提供	「地方版 CALS/EC 推進協議会」の設置
支出の縮減	技術開発成果の無償・低価格の公表 (電子調達システム、電子納品保管管理システム、CAD データ交換標準仕様に関するソフト)
標準化の明示	標準化に関するマニュアルの策定、公開
計画策定のための支援	実証フィールド実験への支援

	公益法人による支援
資金の支援	電子入札コアシステム開発コンソーシアムの設立
教育・研修の実施	CALS/EC インストラクター育成事業
技術的支援	都道府県建設技術センター等への技術支援
普及活動の実施	教育・普及活動
計画策定のための支援	地方公共団体の整備基本構想等の策定支援

(5) CALS/EC 地方展開アクションプログラム(九州地方版)(2001年10月策定)

CALS/EC 地方展開アクションプログラム(九州地方版)は、CALS/EC 地方展開アクションプログラム(全国版)を基に、九州地方の公共発注機関において関係機関と協調して速やかに CALS/EC を整備できるようにするため、目安となる年次計画とそれを可能にするための技術支援等について具体的な行動計画を明示するものである。

1) 計画の基本方針

九州地区の目標年次

九州地方の現状を考慮し、九州地方における CALS/EC 整備目標年次を以下に示す。

表 6 CALS/EC 地方展開アクションプログラム(九州地方版)目標年次

	県	主要地方都市	市町村
一部本運用開始	2004 年度	2005 年度	2005 年度
導入完了	2007 年度	2008 年度	2010 年度

九州地方整備局の取組

九州地方整備局では国土交通省の CALS/EC の取り組みを受けて、2004 年度の CALS/EC の導入に向けて取り組みを行っている。

表 7 建設 CALS/EC アクションプログラム(概要)

フェーズ	フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3
期 間	1996～1998 年 (平成 8～10 年度)	1999～2001 年 (平成 11～13 年度)	2002～2004 年 (平成 14～16 年度)
達成目標	建設省(現国土交通省)全機関において電子データの受発信体制の構築	一定規模の工事等に電子調達システムを導入	国土交通省直轄事業の調査・計画、設計、施工、管理に至る全てのプロセスにおいて電子データの交換、共有、連携を実現
実現内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業に関連する情報の伝達・交換を電子メール化 ● 電子媒体又は電子メールによる申請・届出 ● 調達関連情報ホームページ掲載 ● 調達情報に関するクリアリングハウスの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子調達システムの導入 ● 事業に関する情報の伝達・交換の電子メール化(認証あり) ● 電子媒体又は電子メールによる申請・届出(認証あり) ● 電子納品保管管理システムの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての事業に電子調達を活用 ● EDI による契約事務の執行 ● 全ての公共事業執行に係る申請・届出のオンライン化 ● 事業に関する情報の統合データベース化 ● GIS を利用した情報の連携・統合 ● STEP の活用による施設のライフサイクルサポート

2)九州地区 CALS/EC 導入のための支援

国土交通省九州地方整備局による支援内容

九州地方における発注機関が CALS/EC を効率的に推進できるようにするため、九州地方整備局では以下のことを支援する。

表 8 国土交通省九州地方整備局による支援内容

項目	細目
1.普及活動	・CALS/EC 講習会の支援
2.情報提供	・九州地方 CALS/EC 推進協議会の設置 ・CALS/EC 相談窓口の設置 ・他省庁の支援紹介
3.支出の削減	・技術開発成果の無償、低価格での公表 ・国土交通省版「電子調達システム」の無償公開 ・電子納品保管管理システムの公開 ・CAD データ交換標準仕様に関するソフトの無償公開
4.資金支援	・実証フィールド実験への支援
5.標準化の明示	・標準化に関するマニュアルの策定、公開

県による支援内容

今後、公共発注機関が CALS/EC を導入する際に、先導的役割を担うことが望まれる県では、県下市町村、業界団体へ以下のような支援策等の実施を図っていく。

表 9 県による支援内容

項目	細目
1.普及活動	・講習会の開催
2.情報提供	・県単位の推進協議会の設置 ・CALS/EC 相談窓口の設置 ホームページ等に CALS/EC に対する質問の相談窓口を設けるとともに市町村、地元業界への情報提供(国や他県の支援策等の情報)を行う。
3.支出の削減	・共同利用による支援の検討

公益法人等による支援内容

公共発注機関が CALS/EC を目標どおり導入できるように、JACIC、SCOPE をはじめとする公益法人が県市町村、建設業界等と連携・情報交換を図りながら、情報提供をはじめとした各種支援活動を行う。

表 10 公益法人等による支援内容による支援内容

項目	細目
1.普及活動	・CALS/EC 資格制度 ・普及活動
2.情報提供	・建設技術センター等への技術支援
3.支出の削減	・「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」による支援
4.計画策定等のための支援	・公共発注機関の整備基本構想等の策定支援

(6)e-Japan2002 プログラム(2001 年 6 月策定)

1) 基本の方針

IT 戦略本部において、平成 13 年 1 月に「我が国が 5 年以内に世界最先端の IT 国家になる」という目標を掲げた「e-Japan 戦略」を決定し、同年 3 月には、具体的な行動計画を定めた「e-Japan 重点計画」を策定した。

「e-Japan 戦略」及び「e-Japan 重点計画」を各府省の平成 14 年度の施策に反映する年次プログラムとして、「e-Japan2002 プログラム」(平成 14 年度 IT 重点施策に関する基本方針)を策定し、この基本方針に基づき施策を推進し、政府を挙げて、重点的かつ戦略的に IT 施策を一層積極的に実施していくこととしている。

2) 平成 14 年度における IT 施策

平成 14 年度における IT 施策については、以下の 5 本の柱を基本的な方針として、重点化を図ることとし、分野別施策のとおり実施する。

表 11 平成 14 年度における IT 施策

方針	施策
高速・超高速インターネットの普及の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速・超高速インターネットの普及推進(総務省、農林水産省、国土交通省) ・ 研究開発の推進(総務省、経済産業省)
教育の情報化・人材育成の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育の情報化等(文部科学省、総務省、経済産業省) ・ IT 学習機会の提供(総務省、文部科学省、農林水産省、厚生労働省) ・ 専門的な知識または技術を有する創造的な人材の育成(関係府省)
ネットワークコンテンツの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制の見直し(法務省及び関係府省) ・ 知的財産権の適正な保護及び利用(文部科学省、経済産業省) ・ コンテンツ流通の促進(総務省、経済産業省) ・ 消費者保護の推進(内閣府、経済産業省、公正取引委員会及び関係府省) ・ 電子署名・認証制度の円滑な実施(総務省、法務省、経済産業省) ・ ADR の拡充・活性化(法務省及び関係府省) ・ 中小企業を対象とした IT 共通基盤整備(経済産業省、農林水産省) ・ 国際的なルールの調和(総務省、法務省、経済産業省、内閣府及び関係府省)
電子政府・電子自治体の着実な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政情報の電子的提供(総務省及び全府省) ・ 申請・届出等手続の電子化(総務省、財務省及び全府省) ・ 公的個人認証基盤の構築(総務省) ・ 政府調達電子化(総務省及び全府省) ・ ペーパーレス化(電子化)(総務省及び全府省) ・ 地方公共団体への取組支援(総務省及び関係府省) ・ 地方公共団体による広域的なシステム整備(総務省) ・ 地方選挙における電子投票(総務省) ・ システム開発に係る評価指標の策定・普及(経済産業省及び関係府省) ・ 公共分野における情報化の推進(関係府省) ・ 効率的な施策の推進(全府省)
国際的な取り組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信頼性の高い「電子政府」の構築(内閣官房、総務省) ・ サイバーテロ対策の強化(関係府省) ・ 情報セキュリティの意識の向上(総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省) ・ 民間部門における情報セキュリティ対策への支援(警察庁、総務省、経済産業省) ・ 情報セキュリティに係る基盤技術の開発(関係府省)

(7)e-Japan 重点計画 2002(2002 年 6 月策定)

「e-japan2002 プログラム」の促進及び「e-Japan 加速・前倒し」を受け、「2005 年に世界最先端の IT 国家となる」e-Japan の目標実現に向け、318 の具体的施策による平成 14 年 6 月「e-japan2002 重点計画」を策定した。

構想では対象期間を 1996 年から 2010 年までとし、これを短期(1996～1998 年)・中期(1999～2005 年)・長期(2006～2010 年)の 3 つの期間に分けて、各整備期間毎に整備目標と個別目標(具体的な手段・手順)を設定したうえで、目標達成に必要な具体的な活動内容を示した。

1)重点計画の構成と横断的な課題

重点計画は重点政策 5 分野と横断的な課題により構成され、重点政策に関する横断的な課題について下表に示す。

表 12 重点計画目標

重点政策	目標	横断的な課題
世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成	1. インターネット利用環境の整備 2005 年までに全ての国民が常時接続可能な環境の整備 ・高速 少なくとも 3,000 万世帯 ・超高速 同 1,000 万世帯 2. 低廉な料金	<ul style="list-style-type: none">)研究開発の推進 ・ 高速・高信頼情報通信システム技術 ・ 次世代情報通信技術 ・ バリアフリー対策を含むデジタル・デバイスは是正のための研究開発等)国際的な強調・貢献の推進 ・ アジア域内の次世代高速インターネット網の整備 ・ アジアの IT 人材の育成)デジタル・デバイドの是正 ・ 過疎地等における条件不利地域の市町村の公共施設へのインターネット導入促進 ・ 障害者、高齢者、子どもへの配慮 (ホームページのバリアフリー化、点字情報ネットワークの充実等))新たな課題への対応 ・ IT に関する職業能力開発 ・ 雇用機会創出と円滑な労働移動の促進)国民の理解を深めるための措置 ・ 重点的な政府広報 ・ 学校における IT 環境の整備、IT 教育の充実 ・ 「e! プロジェクト」の推進(2002 年度から)
教育・学習の振興と人材の育成	1. 学校教育の情報化 全ての子供たちの IT 活用能力の向上 2. 国民の IT 活用能力の向上 IT 学習機会の提供 3. 高度な IT 人材の確保 専門的人材の育成	
電子商取引等の促進	1. 2001 年の電子商取引市場規模 B to B 70 兆円 B to C 3 兆円 2. 電子商取引に係る制度整備 自由で多様な経済活動の促進	
行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進	1. 行政分野の情報化 2003 年度までに電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現 2. 公共分野の情報化 国民が IT の恩恵を享受できる社会を実現	
高度情報通信ネットワークの安全性と信頼性の確保	1. 国民生活や社会経済活動へ大きな影響を及ぼす提供機能停止ゼロ ネットワークの安全性・信頼性の確保とプライバシーの保護	

(8) 電子政府・電子自治体推進プログラム(2001年10月策定)

「電子政府・電子自治体推進プログラム」は、総務省が、2001年10月16日付けで公表した文書である。

1) 電子政府・電子自治体推進の目標

国民等の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資する観点から、行政情報の電子的提供、申請・届出等手続のオンライン化、行政事務のペーパーレス化(電子化)及び情報通信ネットワークを通じた情報共有・活用に向けた業務改革を重点的に推進する。以上を通じ、平成15年度(2003年度)までに、電子情報を紙情報と同等に扱う行政(電子政府)を実現するとともに、地方公共団体における電子化の取り組みを支援する。

2) 推進スケジュール

(第1ステップ) 国・地方を通じる基盤整備の推進

1. 速やかに、庁内LAN、一人一台のパソコンを整備
2. 市町村は平成15年までに総合行政ネットワーク(LGWAN)を整備
3. 市町村は平成14年8月までに住民基本台帳ネットワークを稼働し、平成15年8月から住民基本台帳カードを交付

(第2ステップ) インターネット上での本人確認の仕組みづくり

1. 市町村は平成15年までに行政機関側の認証(組織認証基盤)を整備
2. 市町村は平成15年中に住民側の認証(公的個人認証サービス)を運用開始

(第3ステップ) 地方公共団体の電子窓口サービスの推進

市町村は平成15年から順次、電子申請システムを整備

3) 推進の指針

推進スケジュールに的確に対応するため、市町村の情報化計画は、以下の指針に基づいて推進していくこと必要である。

【電子政府・電子自治体推進プログラムの推進指針】

行政手続のオンライン化 電子申請システム、電子調達システム

行政サービスの高度化 健康管理支援システム、公共施設予約管理システム

地域の社会・経済の活性化 電子調達システム、商店街活性化支援

行政の簡素・効率化 総合文書管理システム、電子決裁システム、統合型地理情報システム

行政の透明化 電子入札、電子投票、情報公開システム、電子市民会議

情報化を支える人的基盤整備 地域社会(市町村職員・民間企業)における専門家養成、地域住民をサポートするITリーダーの育成

情報化コストの捻出対策 国の財政的支援事業

情報の安全性確保対策 情報セキュリティポリシー策定、個人情報保護対策、電子認証基盤整備、不正アクセス対策

(9) IT 革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針(2000 年 8 月策定)

自治省(現総務省)は、地方公共団体が IT 革命に対応し、情報化施策を総合的に推進していくための新たな指針「IT 革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」を 2000 年(平成 12 年)8 月に発表した。

この指針では、2003 年度までに電子政府の基盤を構築するという国の方針を踏まえ、地方公共団体として早急に取り組む必要のある事項等について具体的に示すとともに、その取り組みを支援するための国の施策等も記述している。

1) 基本的な考え方

国における電子政府の実現に向けた取り組みを踏まえ、地方公共団体が IT 革命に的確に対応していくため

地方公共団体の電子化(電子自治体)の実現を図ること

地域の社会・経済活動の活性化に資するための情報基盤整備に取り組むこと

を基本とし、以下の事項に十分配慮することが重要である。

- 高度、多様化する住民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供
- 情報通信基盤の整備による社会・経済活動の活性化
- 事務処理全般の見直しによる行政の簡素・効率化及び透明化

2) 施策の概要

本指針において、地方公共団体で取り組むべき施策を下表に示す。

表 13 地方公共団体で取り組むべき施策

	細目
1. 行政におけるネットワーク化の推進	(1) 庁内 LAN、一人一台パソコンの整備 (2) 総合行政ネットワークの構築
2. 申請届出等手続のオンライン化の推進	(1) 地方公共団体における組織認証基盤の構築 (2) 地方公共団体における個人認証基盤の構築 (3) 事務手続のオンライン化に伴う法令等及び事務作業の見直し
3. 住民基本台帳ネットワークシステムの整備促進	
4. 消防防災分野における情報通信の高度化	
5. 統合型の地理情報システムの整備	
6. デジタル・ミュージアム構想の推進	
7. 歳入・歳出手続、税申告手続等の電子化の検討	
8. 電子機器利用による選挙システムの検討	
9. 情報化施策を推進するための体制の整備等	(1) 全庁的な推進体制の確立 (2) 人材の育成 (3) 全国的な支援体制、財政上の支援措置等

(10) 公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針(2000年9月策定)

1) 概要・目的

「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」は、政府の「公共工事コスト縮減対策に関する新行動方針」を踏まえ各省庁ごとに策定する行動計画の一つとして、建設省(国土交通省)が策定したものである。新行動指針は、政府行動方針の内容を包含し、より具体化する形で形成している。

2) 目標期間

平成2000年度から平成2008年度末とする。

3) 具体的施策(具体事例)

積算の合理化

- 積算に使用する数量データや画面等の電子化推進

諸手続の電子化等

- 調査・計画、設計積算、施工、維持管理に関する工事関係文書等の標準化・電子化
- 電子入札システムの導入
- 地方公共団体に対する国と同様の取り組みへの支援

建設副産物対策

- 情報交換システムの充実、活用

施設の省資源・省エネルギー化

- 河川、道路等機械設備の遠隔操作化、集中管理化、運転手法の改善

工事情報の電子化

- 工事情報の電子化や電子交換の実施
- 工事入札手続の電子化の実施
- 地方公共団体への技術的支援

2 県レベルの計画

(1) 熊本県総合計画「パートナーシップ 21 くまもと」(2000 年 4 月策定)

1) 計画の位置付け

熊本県総合計画の計画策定の主旨は、本計画を時代の変化に対応し 21 世紀の県勢発展の礎するための計画として位置付けたものである。また、本計画の性格と役割は、県民共通の指針であり、県の重点施策を掲げた県政運営の基本となるものである。

2) 目標

本計画の基本姿勢及び目標は以下のとおりである。

基本姿勢 「21 世紀への責任と挑戦」

基本目標 「創造にあふれ、“生命が脈うつ”くまもと」

新世紀を拓く産業が息づくくまもと

新世紀を支える基盤が充実するくまもと

新世紀に生きる「ひと」が輝くくまもと

次の世代へ継承する豊かな環境をはぐむくまもと

新世代とともに築く「協働社会」くまもと

計画の期間:平成 12 年から平成 22 年までの 11 年間である。

3) 基本施策

表 14 基本施策

県の施策の基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「県民が主役」の県政 ・「対話のある」県政 ・「地域が主体」の県政 ・「パートナーシップを大切にした」県政 ・「成果重視」の県政
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新世紀を拓く産業が息づくくまもと 時代のニーズに対応した新しい産業の創出、時代を先取りした農林水産業や商工業、新たな交流産業の展開など、新世紀を拓く力強い産業づくりをめざします。 ・新世紀を支える基盤が充実するくまもと 交通基盤や農山漁村と都市の生活基盤、高度情報化に対応した情報通信基盤や科学技術振興の基盤など、未来に向けて、生活者の視点で暮らしの向上と産業発展のための基盤づくりをめざします。 ・新世紀に生きる「ひと」が輝くくまもと 県民一人一人の人権が守られ、誰もが個人として尊重され、健康で安全・安心な生活が送れ、学校教育をはじめとした生活生涯や文化・スポーツに親しむなど、個性や能力を生かして、自分らしい生き方が実現できる社会をめざします。 ・次の世代へ継承する豊かな環境をはぐむくまもと: 県民共有の財産である地下水の保全など、より豊かな環境を保全・創造し、次世代に引き継ぐため、人と環境が共生した持続可能な循環型社会「環境立県くまもと」の形成をめざします。 ・新世紀とともに築く「協働社会」くまもと: 女性の社会参画が進み、県民誰もがボランティア活動などの社会参加活動に積極的に参加し、地域間、国際間の交流・連携が活発に行われるなど、パートナーシップのもと、互いに支えあい、励まし合う「協働社会」の実現をめざします。
21 世紀への挑戦プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・経済力向上プロジェクト ・交流活発プロジェクト ・郷土の安全と環境を守るプロジェクト ・共生の社会づくりプロジェクト ・人のちから興しプロジェクト ・協働による活力創造プロジェクト

(2)熊本県総合情報通信高度化プラン(くまもとチャレンジ IT プラン)(2000年4月策定)

1)本計画の位置付け

熊本県の情報化の取り組みを発展させつつ、高度情報化が本県地域社会に及ぼす長期的な展望に基づいて、県内における情報通信の高度化に関する包括的な指針であるとともに、県が推進すべき高度情報化施策の展開を図るうえでの基本となるものである。

2)目標

21世紀における県民生活や県内経済の発展基礎となる情報通信基盤の形成を図るとともに、情報通信技術の成果の普遍的な利活用を通じ、「高度情報通信社会」の早期実現を目指す。

3)推進期間

平成12年度(2000年度)から平成16年度(2004年度)までの5か年を当面の計画期間とする。

4)プランの対象

高度情報通信社会の実現に向けて、県の事務・事業において実施すべき高度情報化施策や市町村や民間団体・企業等と連携協力して推進すべき取り組みとする。

5)基本計画

熊本県は目標を達成していくための施策の方針や具体的な取り組みを「基本計画」として取りまとめた。

基本計画における施策方針や具体的な取り組みを樹立していくにあたっては、次のような視点に立って進めることとする。

- 視点1(県内の均衡ある情報通信基盤整備の推進)
いつでも誰でも、県内どこからでも多様な情報通信サービスが享受可能となるための高速通信網が県内くまなく整備されていくために
- 視点2(アプリケーション(情報通信の利用活用形態)の開発・普及)
県民生活の質と利便性を向上させるとともに、県内の産業・企業活動の活性化を促すなど、より豊かで活力ある地域社会を築くための多彩な手段を提供していくために
- 視点3(情報通信活用能力の向上)
情報通信の恩恵を全ての県民が享受するために必要な、情報活用能力を向上させるために

6) 施策体系

本プランの施策体系は以下のようにになっている。

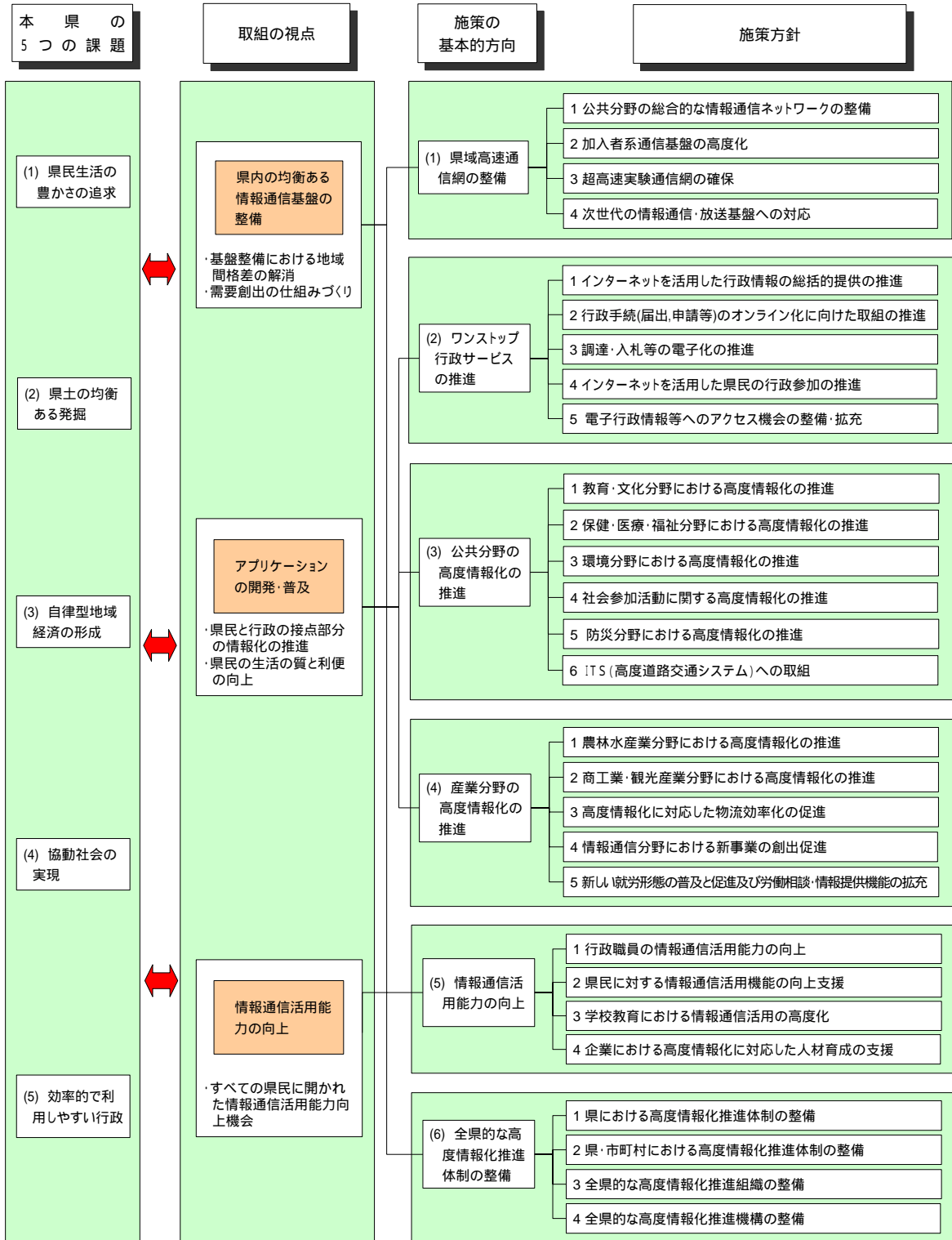


図 2 熊本県総合情報通信高度化プランの施策体系

(3) 熊本県情報化推進計画(2001年4月策定)

1) 本計画の位置付け

行政情報化の理念は、行政のあらゆる分野にIT(情報通信技術)を活用し、県の様々な業務の簡素・効率化と県民サービスの向上を図り、県民との双方向・対話型の県政を実現するなど行政システムの革新をめざすものである。

下記の理念をもとに、「行政内部事務の効率化」と「県民サービスの向上」の2つの視点から、本県の行政情報化の目的を次のとおりとする。

【理念】 行政システムの革新

【目的】 1. 仕事の進め方の改革

2. 透明性の高い行政運営

3. ワンストップサービスの推進

2) 目標

基本目標:「電子県庁」の構築

平成15年度までに「電子県庁」の基盤を構築し、平成16年度に県民向けサービスの一部運用を開始する。

計画の期間

平成13年度から平成16年度までの4年間とする。

計画の対象

県警察本部を除くすべての県の行政機関を対象とする。

3) 基本計画の方向性

仕事の進め方の改革

- ・ 行政事務の効率化
- ・ 政策形成の支援
- ・ 組織や事務処理システムの見直し

透明性の高い行政運営 ~ 情報公開・県民参画の推進 ~

- ・ 情報公開による開かれた県政の実現
- ・ インターネット・メールを利用し、県民の意見を広く聴く機会を充実
- ・ 「行政評価システム」の推進
- ・ 「県政に係る意見提出手続(県政パブリック・コメント手続)」の推進

ワンストップサービスの推進 ~ 行政手続に係る県民サービスの向上 ~

- ・ 申請・届出等行政手続をインターネットを通じて行えるシステムの構築
- 国・市町村と連携し、ホームページを活用した一元的な行政サービスの提供

4) 計画の体系

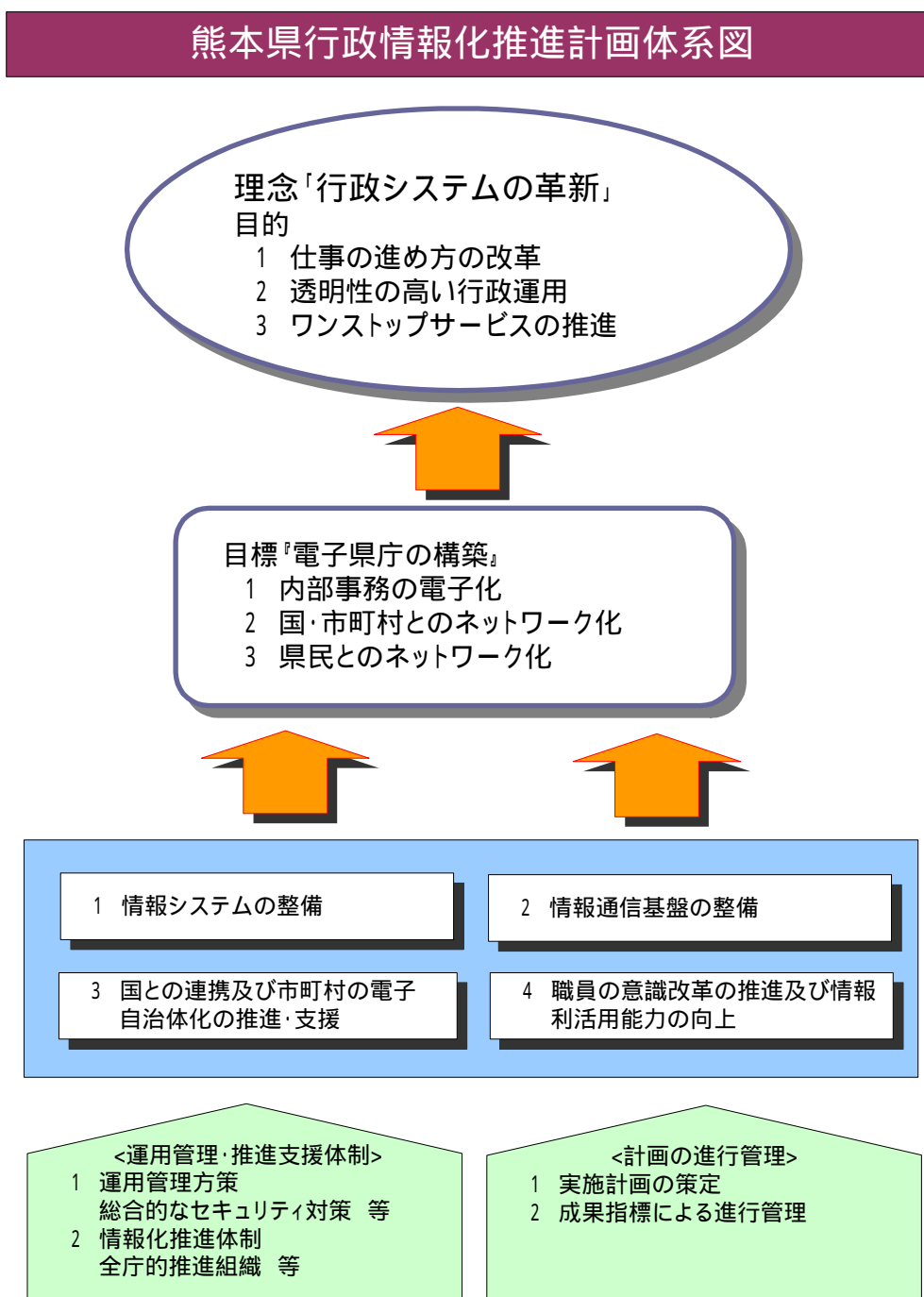


図 3 計画の体系

(4) 電子県庁システム化実施計画(2002年3月策定)

1) 本計画の位置付け

熊本県では、平成13年3月に策定した「熊本県行政情報化推進計画」に基づき、仕事との進め方の改革、透明性の高い行政運営、ワンストップサービスの推進を目的に「電子県庁」の構築を進めており、そのために様々な情報システムの導入を行うこととしている。

2) 目標

本計画の目標は、電子県庁の構築である。

計画の期間

平成13年度から平成16年度までの4年間とする。

3) 基本計画

電子県庁を構築するシステムの開発の基本方針は以下のようになる。

(A) 電子決済、文書保存、職員認証、庁内検索を庁内情報システムのプラットフォームとして位置付ける。

(B) 市販ハードウェア、パッケージソフトの活用

(C) Web技術によるシステム構築

(D) 電子行政サービスへの配慮としてシステムの高い信頼性、セキュリティの確保

(E) システム間のデータ連携

具体的な施策は以下のとおりである。

(a) システム化(電子化)による事務の改善

(b) 各情報システムの役割の明確化

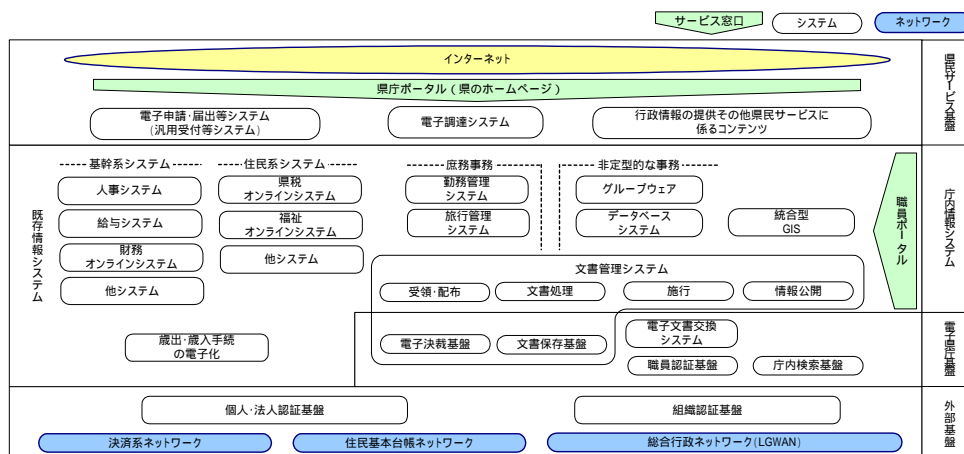
(c) 共通する機能の明確化

(d) 各情報システムの使用の共通化

(e) 既存情報システムの方向性の明確化

(f) 運用管理方策の検討

4) システムの全体構成



5) 計画の体系

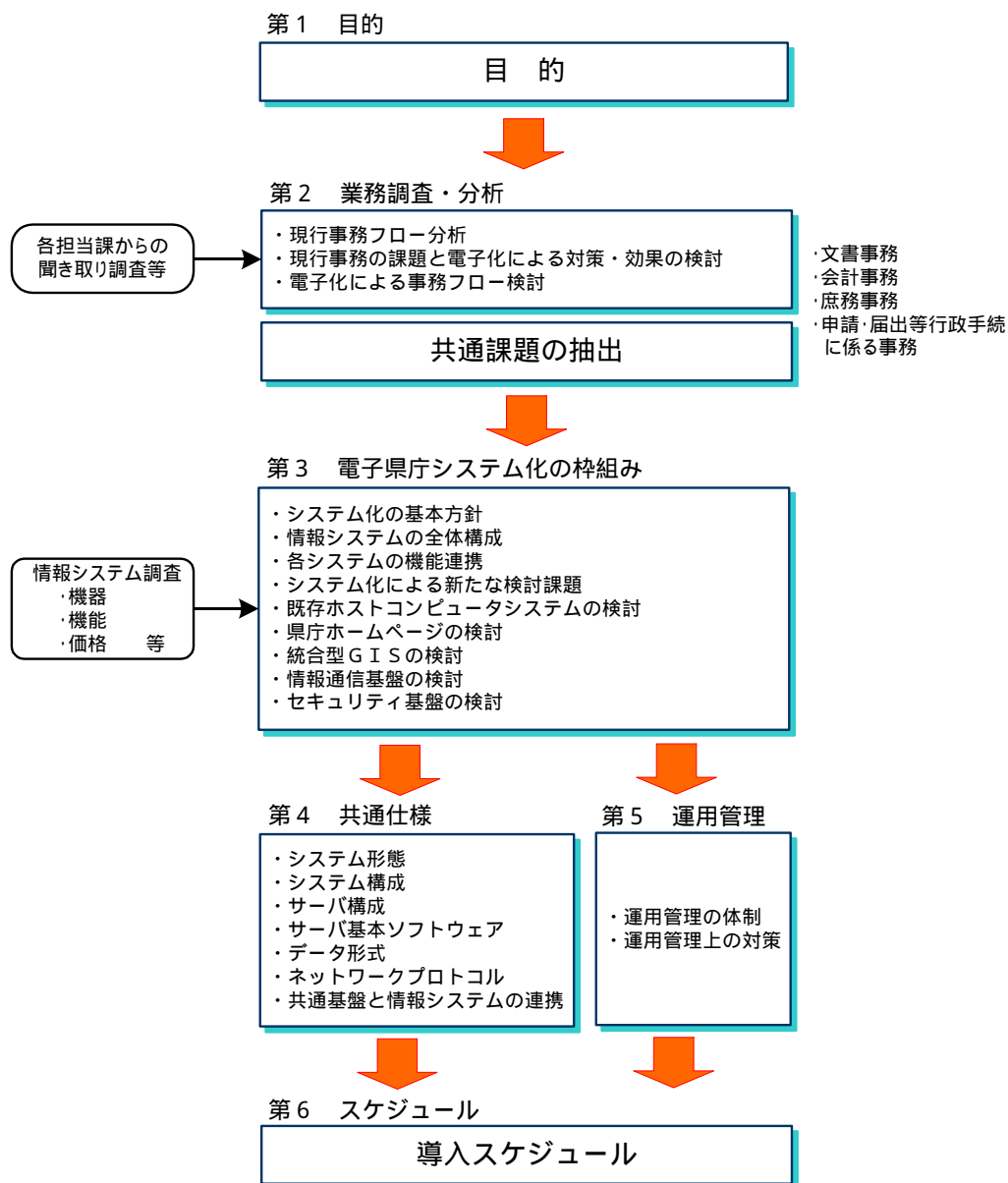


図 4 計画の体系